

○飯塚市企業局水洗便所等改造費補助金交付要綱

平成 31 年 4 月 8 日

飯塚市企業局告示第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、水洗便所等の普及を図り、公共下水道への接続を促進するため、処理区域内において、公共下水道に接続するために要する経費を予算の範囲内で交付する水洗便所等改造費補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 飯塚市下水道条例(平成 18 年飯塚市条例第 212 号。以下「条例」という。)第 2 条第 3 号に規定する公共下水道をいう。
- (2) 処理区域 条例第 2 条第 6 号に規定する処理区域をいう。
- (3) 対象家屋 居住の用に供する家屋であり、共同住宅(1 棟の建物に複数の独立した住居等の用に供している建築物をいう。)を除く家屋をいう。
- (4) 補助対象工事 公共下水道の処理区域内で対象家屋の浄化槽(浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽(浄化槽法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 106 号)附則第 2 条の規定により同号に規定する浄化槽とみなされるものを含む。)をいう。)を廃止し、又はくみ取便所を改造して行う排水設備工事(下水道法第 10 条第 1 項に規定する工事をいう。)をいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象工事を行う対象家屋の所有者若しくは居住者又は土地の所有者
- (2) 世帯全員が市税及び受益者負担金を滞納していない者

2 対象家屋又は土地の所有者が、第 5 条に規定する申請者と異なる場合は、当該対象家屋又は土地の所有者の同意を得ている者を交付対象者とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は 100,000 円とし、補助対象工事となる 1 対象家屋につき 1 回限りとする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飯塚市企

業局水洗便所等改造費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、補助対象工事完了検査日までに企業管理者に提出しなければならない。

- (1) 納付等状況調査同意書(様式第2号)
 - (2) その他企業管理者が必要と認めるもの
- (交付決定の通知)

第6条 企業管理者は前条の申請に対し、その適否を決定した場合は、速やかに、飯塚市企業局水洗便所等改造費補助金交付(決定・却下)通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の時期)

第7条 補助金は、条例第7条第1項に規定する検査に合格した後に交付するものとする。

(交付決定の取消し又は返還)

第8条 企業管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取消し、又は既に補助金を交付しているときは期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、企業管理者が不相当と認めたとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は企業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年5月1日から施行する。
(飯塚市高齢者世帯水洗便所等改造費補助金交付要綱の廃止)
- 2 飯塚市高齢者世帯水洗便所等改造費補助金交付要綱(平成18年飯塚市上下水道局告示第2号)は、廃止する。
(飯塚市高齢者世帯水洗便所等改造費補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の飯塚市高齢者世帯水洗便所等改造費補助金交付要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。
(この告示の失効)
- 4 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
(この告示の失効に伴う経過措置)

5 この告示の失効前に交付決定した補助対象工事に係る第7条及び第8条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

附 則(令和3年4月19日 告示第8号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月28日 告示第9号)

この告示は、告示の日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第2号の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月10日 告示第15号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年3月20日 告示第8号)

この告示は、告示の日から施行する。